

Q & A

目次

1 権限の移譲について

- 問 1 放送法改正に伴う権限移譲とは何か。
- 問 2 小規模施設特定有線一般放送とは何か

2 届出について

- 問 3 なぜ届出が必要なのか。
- 問 4 基幹放送とは何か。
- 問 5 引込端子の数とは何か。
- 問 6 有料放送とは何か。
- 問 7 同時再放送とは何か。
- 問 8 区域外再放送とは何か。
- 問 9 小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書設置はいつまでに提出すればよいか。
- 問 10 業務開始届出書の提出部数は何部か。副本にも押印が必要か。
- 問 11 届出書の届出人の項目で代表者印を押印するが、代わりに社印でも構わないか。
- 問 12 代理人が作成し提出することは可能か。
- 問 13 委任状に様式はあるのか。
- 問 14 再放送同意書の取得方法はどのようなものか。
- 問 15 共聴組合の代表者が交代した。定期的に交代することとなるが、その都度手続きが必要か。
- 問 16 業務区域の拡大や端子数の増加・減少等により、小規模施設特定有線一般放送に該当しなくなった場合はどうすればよいか。
- 問 17 業務区域の縮小や端子数の増加・減少、有料放送の廃止、区域外放送の廃止等により、小規模施設特定一般有線放送に該当した場合はどうすればよいのか。
- 問 18 主体が変更になる場合はどうすればよいか。（例：自主共聴からNHK共聴へ変更となる場合など）

3 補助事業について

- 問 19 有線放送設備について、受信障害対策共聴施設整備事業を活用して整備しているが、注意すべき点はあるか。
- 問 20 受信障害対策共聴施設整備事業とはなにか。

1 権限の移譲について

問1 放送法改正に伴う権限移譲とは何か。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。）による放送法（昭和25年法律第132号）の一部改正により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する届出等の事務・権限を国（総務大臣）から都道府県（都道府県知事）に移譲するものです。

なお、都道府県への権限移譲は、平成28年4月1日からとなります。（改正放送法及び改正関係政省令の施行日）。

問2 小規模施設特定有線一般放送とは何か

放送法に定める有線一般放送のうち、以下の要件を全て満たすものを「小規模施設特定有線一般放送」としています。

- ①有線放送施設の引込端子の数が51端子以上500端子以下
- ②基幹放送の同時再放送のみを行うもの
- ③有料放送及び区域外再放送を行っていないもの
- ④施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内のもの

2 届出について

問3 なぜ届出が必要なのか。

実際に業務を行う段階において、受信者利益の保護の観点から事後的な措置を必要に応じて講ずるために必要な最小限度の情報を取得するためです。

問4 基幹放送とは何か。

電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てるものとされた周波数を用いる放送です。NHK、放送大学による放送、民放テレビ、東経110度衛星放送、FM・中波・短波のラジオ放送、マルチメディア放送が該当します。

問5 引込端子の数とは何か。

分岐器・分配器（タップオフ）の引込み可能な端子数の数となります。そのため、実際には住宅等に引き込まれていない端子も、引込端子の数に当たります。

問6 有料放送とは何か。

管理者（放送事業者）が再放送を行う場合、加入者と契約を結び、有料で放送を送り届ける場合、「有料放送」に該当します。

ただし、「施設の維持・管理費※」の目的のみで費用を徴収している場合は、「有料放送」には該当しません。

※毎月の電気料、電柱使用料、修理積み立て等

問7 同時再放送とは何か。

受信空中線（アンテナ）で受信した放送番組を、そのまま編集や加工をせずに元の放送と同じ時間に、各住宅

(集合住宅の場合は各戸) に再放送するもの。

⇔異時再放送：一度受信した放送番組を保存しておき、違う時間帯に放送すること

問 8 区域外再放送とは何か。

区域外再放送とは、放送法第 11 条に規定する再放送のうち、基幹放送を当該基幹放送の放送対象地域（放送対象地域が規定されていない基幹放送については放送区域）の外の区域において再放送することをいいます。

例えば、A 県において、小規模施設特定有線一般放送を行う場合、B 県内を放送対象区域としている基幹放送を施設内で再放送をすることをいいます。

問 9 小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書はいつまでに提出すればよいか。

放送法第 133 条第 1 項により、事前に届出下さい。なお、有線電気通信設備設置届の提出が必要な施設の場合は、有線電気通信法第 3 条第 1 項により、「設置の工事の開始の日の 2 週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から 2 週間以内）に届け出なければならない」とありますので、ご注意下さい。

問 10 業務開始届出書の提出部数は何部か。副本にも押印が必要か。

関係法令に提出部数の規定はありません。但し、届出書の写し証明が必要な場合は副本 1 通を併せて提出してください。

写し証明は事務処理後の発給となりますので郵送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を添付してください。正本・副本ともに押印なしでもかまいません。

問 11 届出書の届出人の項目で代表者印を押印するが、代わりに社印でも構わないか。

自筆、代表者印及び社印はいずれも押印なしでもかまいません。

問 12 代理人が作成し提出することは可能か。

可能です。届出人の名称のほか、代理人として代理人の氏名等の記載の上、委任状を添付して提出してください。

問 13 委任状に様式はあるのか。

規定された様式はないため、p 54 の記載例をご参照の上、適宜用意してください。

問 14 再放送同意書の取得方法はどのようなものか。

再放送同意書は、各放送事業者から発給されますので各テレビ局等に共同受信施設の再放送同意を得たい旨、ご相談下さい。発給まで時間を要する場合がありますので早めにお手続き下さい。

問 15 共聴組合の代表者が交代した。定期的に交代することとなるが、その都度手続きが必要か。

その都度、変更届が必要となります。

問 16 業務区域の拡大や端子数の増加・減少等により、小規模施設特定有線一般放送に該当しなくなった場合はどうすればよいか。

小規模施設特定有線一般放送に該当しない有線一般放送は、（従来どおり）総務大臣の所管となる場合があります（50 端子以下になる場合は放送法の手続きは不要となります。）。

この場合、各都道府県で受理してきた届出を総務大臣（管轄する総合通信局）へ移送することはできませんので、管轄する総合通信局宛に必要な応じて一般放送業務の開始届出書、有線電気通信設備変更届を提出し、各都道府県宛に小規模施設特定有線一般放送の廃止届出書を提出してください。

問 1 7 業務区域の縮小や端子数の増加・減少、有料放送の廃止、区域外放送の廃止等により、小規模施設特定有線一般放送に該当した場合はどうすればよいのか。

小規模施設特定有線一般放送に該当する場合は、各都道府県の所管となる場合があります（50 端子以下になる場合は放送法の手続きは不要。）この場合、総務大臣（管轄する総合通信局）で受理してきた届出を各都道府県へ移送することはできませんので、管轄する総合通信局宛に必要な応じて一般放送の業務の廃止届出書、有線電気通信設備変更届を提出し、各都道府県宛に小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書を提出してください。

問 1 8 主体が変更になる場合はどうすればよいのか。（例：自主共聴からNHK共聴へ変更となる場合など）。

一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業は、「一般放送業務承継届出書」を提出下さい。有線電気通信設備設置届は承継ができませんので、主体変更前の者より「有線電気通信設備廃止届」をご提出いただき、変更後の主体から新たに「有線電気通信設備設置届」を提出下さい。

上記の「一般放送業務承継届出書」の提出に代わり、主体変更前の者より「小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書」を提出するとともに、変更後の主体から新たに「小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書」を提出することもできます。この場合においても、主体変更前の者より「有線電気通信設備廃止届」をご提出いただき、変更後の主体から新たに「有線電気通信設備設置届」の提出が必要です。

3 補助事業について

問 1 9 有線放送設備について、受信障害対策共聴施設整備事業を活用して整備しているが、注意すべき点はあるか。

受信障害対策共聴施設の新設・改修及びケーブルテレビへの移行に対する助成、受信障害対策共聴施設整備事業等の行政機関からの補助金を活用して整備した設備を変更又は廃止（撤去）する場合には、財産処分の手続きが必要となります。

財産処分に関する手続は、管轄の総合通信局や補助金を受けた行政機関にお問い合わせ下さい。

問 2 0 受信障害対策共聴施設整備事業とはなにか。

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）が受信障害対策共聴施設のデジタル化対応のため、デジタル化に伴う共聴施設の新設・改修又は有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合に、かかる経費の一部を補助した事業のことです。なお、平成 23 年 9 月 30 日をもって「助成金交付」の申請受付を終了しました。